

## グループホーム「あおばの郷」 運営規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人あおば福祉会が運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「あおばの郷」(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2、 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
  - 3、 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
  - 4、 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
  - 5、 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称 あおばの郷

所在地 愛知県海部郡蟹江町西之森5丁目23番地

### (職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

一、 管理者 常勤兼務1名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

二、 計画作成担当者 非常勤兼務1名以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護支援専門員をもって充てる。

三、 介護職員 常勤専従2名以上(常勤換算3.0以上)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

### (利用定員)

第6条 利用定員は 2ユニット 計18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一、 入浴、排泄、食事、着替え等の支援
- 二、 日常生活上の支援
- 三、 日常生活の中での機能訓練
- 四、 相談、援助
- 五、 栄養管理、口腔衛生等の管理

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2, 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3, 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- 一、 居室料 1, 400円/日（共用部分を含む個室専用使用料）
  - 二、 食材料費 2, 450円/日（朝食600円、昼食800円、夕食900円）  
（おやつ代150円）
  - 三、 管理費 500円/日（水道光熱費・季節冷暖房費）
  - 四、 教養娯楽費 200円/日（施設内外レクリエーション等の諸経費）
  - 五、 事務手数料 100,000円（入居時にかかる経費として）
  - 六、 その他日常生活において通常必要になる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用
- 2, 月の中途における入居又は退居については日割り計算とする。
  - 3, 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座引落によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の

各号を満たす者とする。

- 一、 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- 二、 自傷他害のおそれがないこと。

三、 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2、 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3、 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2、 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2、 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2、 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(虐待の防止に関する事項)

第17条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他職員に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 施設は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の発生および蔓延防止)

第20条 施設は施設内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- 2 感染症の発生及び蔓延防止の啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- 3 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定める。
- 4 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底する。

(その他運営についての重要事項)

第21条 従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

- 一、 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二、 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録帳簿を整備する。また、利用者に関する記録は、完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明を携行する事により、利用者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとする。
- 4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

- 5 施設は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

#### 附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から改定施行する。